

階上町風力発電施設等設置に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、階上町において風力発電施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「風力発電施設等」という。）の設置にあたって、階上町民の安全・安心及び環境保全、景観形成の視点から、事業者が階上町において事業を実施する際に自主的に遵守する事項及び調整手順を示すことを目的とする。

2 対象となる施設等

(1) 対象施設

このガイドラインの対象となる風力発電施設とは、階上町における 1kW 以上の風力発電施設等とし、新設、増設、又は大規模な改修をする場合を対象とする。

(2) 対象地域

このガイドラインの対象地域は、階上町全域とする。

3 建設等にあたっての基準

(1) 住宅等からの距離

小形風力発電施設(20kW 未満)については、住宅等（学校、保育園、診療所などの文教施設、福祉施設、店舗、事業所等を含む。）から 300m 以上離れること。それ以外の風力発電施設については、500m以上離れること。

(2) 騒音等

環境省による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月 26 日策定）を遵守すること。

(3) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(4) 自然環境

風力発電施設等の建設等によって動植物（特に家畜や鳥類）に与える影響を可能な限り回避するように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(5) 景観

ア 事業者は、風力発電施設等の建設等にあたって、地域の自然及び観光資源、歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること。

イ 風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとする。

ウ 事業者は、景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害

する場合は、必要な措置を講ずること。

エ 事業者が風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示すること。

(6) 光害

事業者は、風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物への影響を及ぼさないように必要な措置を講ずること。

(7) 文化財

事業者は、風力発電施設等の建設等にあたって、建設等の影響から文化財を保護するよう努めること。

4 ガイドラインによる調整手順

(1) 事業説明

事業者は、風力発電施設等の設置地域及び規模の概要を計画した段階で、関係住民(地権者及び近隣住民等)、公的機関及び関連団体に事業説明するものとする。

(2) 本ガイドラインに基づき階上町へ提出する資料(参考様式1を参照)

ア 風車及び周辺住宅確認図等地図等の縮尺に合わせた風車設置位置を中心とする半径300m(20kW以上にあつては500m)の円を図示し、住宅等との距離が確認できるもの

イ 国の事業計画認定通知(写)及び電力との接続が確認できる資料(写)

ウ 事業体制、運用開始後の連絡体制が分かる資料

5 建設等の工事中及び工事完成後における調査

事業者は、風力発電施設等の建設中及び建設後についても環境及び景観等の保全に関し、「3 建設等にあたっての基準」の遵守に努めなければならない。

6 設置後の維持管理等

(1) 事業者は設置した施設について、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、破損又は事故等が発生した場合は、速やかに階上町に報告すること。

(2) 事業者は、設置後に騒音や低周波、電波障害等の周辺環境への影響が発生した時には、原因を調査し誠意を持って対応するとともに、その内容を階上町に報告すること。

(3) 事業者は設置施設での事業が終了した場合は、責任をもって施設を撤去すること。

7 ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

8 その他

- (1) 風力発電施設等の建設等にあたり、住民等から事業者へ申し入れのあった事項については、誠意を持って対応するとともに、その内容を階上町に報告すること。
- (2) 本ガイドラインに定める「住宅等からの距離」については、本ガイドラインの施行日以降、国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請等を行う計画から適用する。
- (3) 本ガイドライン施行前に小形風力発電施設等の設置を計画している事業者又は既に小形風力発電施設等を設置した事業者についても、「本ガイドラインに基づき階上町へ提出する資料」の提出を求めるものとする。
- (4) 事業者は、事業を第三者に譲渡するときは、あらかじめ階上町及び関係住民（地権者等）、公的機関及び関連団体等に対しその旨連絡するとともに、事業に係る責任の所在を明らかにしなければならない。
- (5) 本ガイドライン及び関係法令等を遵守しない事業者については、その情報を公的機関で共有するとともに、事業者名、事業概要等を公表することができる。

年 月 日

階上町長 宛

届出者 住所(法人は所在地)
氏名(法人は名称及び代表者氏名) 印
(電話番号)

階上町風力発電施設等の設置計画(又は概要)について

このことについて、階上町風力発電施設等設置に関するガイドラインに基づき、別添のとおり提出いたします。

記

- | | | | |
|------------|--------|-----|----|
| 1 事業規模 | kW (出力 | kW× | 基) |
| 2 運転開始予定時期 | 年 | 月 | 日 |
| 3 運転予定期間 | 年 | 月 | |

(添付資料)

① 風車及び周辺住宅確認図等

※ 縮尺 1/3000-1/5000 程度の航空写真又は公図等に、風車及び住宅等の位置を明示し、風車設置位置を中心とする半径 300m (20kW 以上にあつては 500m) の円を図示すること。

② 国の事業計画認定通知(写)及び電力との接続が確認できる資料(写)

③ 事業体制、運用開始後の連絡体制が分かる資料

※ 任意様式とし、責任者や緊急連絡先、緊急時や苦情発生時の対応体制が分かるようにすること。

(注:事業計画が変更となった場合についても、同様に提出すること。)